

道州制特区に関する国からの再回答（10月6日）に対する北海道の見解

1 経 過

北海道は、国に対して、平成16年4月及び8月に道州制特区についての提案を行ったところである。

この提案に対して、平成17年7月1日に国の回答が示され、これに対し、8月3日付けで北海道としての意見を提出したところであるが、10月6日に開催された『道州制特区』関係省庁連絡会議幹事会の第3回会合において、国からの再回答が示された。この再回答に対する北海道の見解は次のとおりである。

2 北海道の見解

再回答は、前回の回答から一定程度の前進が見られた部分もあり、その点については、国においても努力していただいたものと考えている。

今後、連携・共同事業については、工程表を基本に国とさらに具体的に協議のうえ速やかに実施し、また、権限移譲についても、前向きな回答が得られた部分については、国と協議のうえ速やかに実現し、道民に成果が実感できるようにしたいと考えている。

しかしながら、権限移譲については、道が提案したこととはなお乖離があることから、道としては、引き続き国においてその実現に向け努力していただきたいと考えている。

特に、砂防や民有林に係る国の直轄事業について、これを北海道に移譲する際には国の負担割合を下げることにしているが、必要な財政的手当を行うことは当然のことで、それなくして地方自治体側の受け入れは現実的に困難であり、北海道としては、現状では受け入れることはできないものと考えている。また、農業関係事業に係る経由事務の一層の迅速化を進めることは必要であるが、補助事業に係る事務の北海道開発局への事務委任の検討に関しては、機能等統合の理念とは異なるものと考えている。

なお、今回の再回答では、権限移譲にあたっての財政的措置等の基本原則が確立されるまでには至っていないことなど、道州制特区を我が国における地方分権のモデルとするには、なお十分な環境が整っていないと考えられることから、道州制特区については、我が国における地方分権のモデルとして推進することを第一義に、その制度的裏付けとなる法律を制定し、国からの権限移譲を進める基準や手続、財政的措置等の基本原則を確立して推進していくことが重要であると考えている。

北海道においては、地域主権型社会の実現を目指し、国からの権限移譲等を中心とした道州制特区と並んで、北海道から市町村への権限移譲を積極的に進めているところであり、国においても、道州制の検討を含め、地方分権の取組みをさらに総合的にかつ強力に進めるべきと考えている。